

平成22年3月5日  
北海道財務局

## 株式会社北海道ファイナンシャルプランナーズに対する 検査結果に基づく勧告について

北海道財務局（証券取引等監視官部門）が上記会社を検査した結果、法令違反の事実が認められたので、証券取引等監視委員会は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、行政処分及びその他の適切な措置を講ずるよう勧告した。

[勧告の詳細](#)（証券取引等監視委員会へリンク）

### 【問い合わせ先】

証券取引等監視委員会事務局証券検査課	TEL 03(3581)2968
北海道財務局証券取引等監視官部門	TEL 011(709)8081